

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6 年 9 月 2 9 日作成)

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条第 1 項
処 分 の 概 要	受益者からの分担金徴収
法 令 の 定 め	○第 91 条第 1 項 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の分担金を徴収することができる。ただし、第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。 <関連条項> ・土地改良法施行令第 54 条 ・土地改良法施行規則第 68 条の 4 の 11
処 分 基 準	北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 32 年北海道条例第 73 号）第 2 条及び第 4 条において毎年度定めることとされており、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）